

境港市物品の購入等指名競争入札参加資格者等指名停止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、境港市が発注する物品の購入等について、入札の公正な執行と契約の適正な履行を確保するため、指名競争入札の参加者及び随意契約の相手方を選定対象から排除する基準並びにその手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 物品の購入等

境港市が発注する製造の請負、物品の購入及び修理、役務の提供及び業務委託（測量、建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務、地質調査並びに公園及び道路の管理業務に係るものを除く。）並びに物品の賃貸をいう。

(2) 有資格業者

境港市が発注する物品の購入等について、指名競争入札参加資格申請又は小規模契約希望者申請を行い、現に境港市物品・役務等契約希望者登録名簿に登録されている者をいう。

(3) 指名停止

有資格業者が一定の要件に該当するため、物品の購入等を発注するのにふさわしくない場合に、一定の期間を定めて指名の対象外とする措置をいう。

(指名停止)

第3条 市長は、有資格業者が別表の左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて当該右欄に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 指名停止の決定があったときは、それ以前に行つた当該有資格業者に対する指名競争入札における指名のうち入札未執行のものについては、これを取り消すものとする。

(指名停止の始期)

第4条 指名停止の期間は、指名停止の決定があった日の翌日から起算する。

(指名停止期間の特例)

第5条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1)別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2)別表第5号から第6号まで又は第7号から第10号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第5号から第6号まで又は第7号から第10号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な理由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、36か月を限度とする。

5 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な理由が明らかとなつたときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責任を負わないことが明らかになつたと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第6条 市長は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合(第5条第2項及び第3項を除く。)には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の短期とする。

(1)談合情報を得た場合又は市の職員が談合があると疑うに足りる事實を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書を提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第7号又は第9号に該当したとき。

それぞれ当該各号に定められる短期の2倍の期間(当該事案について、有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)又は有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時物品購入等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で代表役員等以外の者(以下「一般役員等」という。)の関与が明らかである場合に限る。)又は1.5倍の期間

(2)入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号。)第3条第4項に基づく各省庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第7号又は第8号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間

(3)市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)

第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。) 又は談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第9号又は10号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間

(決定の通知)

第7条 市長は、第3条の規定に基づき指名停止を決定したときは、当該有資格業者に対し指名停止通知書(様式第1号)により通知するものとする。

2 市長は、第9条の規定による指名停止の特例措置を行うときは、当該有資格業者に対し指名停止特例通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(随意契約等の相手方の制限)

第8条 主管課長等は、次条に規定する場合を除き、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

(指名停止の特例)

第9条 特許物品、著作権保有物品等で他に替え難い物品の購入等又は災害等で急を要する場合の物品の購入等については、指名停止の期間中であっても、当該物品の購入等に限り、指名停止をした有資格業者を契約の相手方とすることができる。

(指名停止期間の繰越適用)

第10条 指名停止の期間が当該年度の境港市物品・役務等契約希望者登録名簿の有効期間を超えるときは、当該超える期間を翌年度以降に引き続き適用するものとする。

(指名停止の不遡及)

第11条 指名停止を行う際、現に当該指名停止に係る有資格業者と締結している契約についてはこの要綱の規定は適用されないものとする。

(指名停止に至らない理由に関する措置)

第12条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(雑則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

別表 (第3条) 措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載) 1 物品の購入等の契約に係る指名競争参加資格申請書又は小規模物品及び役務等契約希望者登録申請書の提出に当たり、申請書等に虚偽の記載をし、物品の購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内
(粗雑品の納品) 2 物品の納品に当たり、故意若しくは過失により粗雑品を納入し、又は仕様書に定められた品質及び数量に関し不正な行為をしたと認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上12か月以内
(契約違反) 3 前号に掲げる場合のほか、物品の購入等に関する契約に違反し、契約の相手方として不適当と認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内
(損害及び事故) 4 次のいずれかに該当することとなったとき ア 境港市と締結した契約の履行に当たり、故意又は過失により公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 イ 境港市と締結した契約の履行に当たり、故意又は過失により契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内 1か月以上6か月以内
(贈賄) 5 次のアからウに掲げる者が、境港市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。） イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時物品の売買等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上24か月以内 3か月以上24か月以内

<p>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの (以下「使用人」という。)</p> <p>6 次のアからウまでに掲げる者が他の公共機関の職員 に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕 を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>2か月以上 24か月以内</p> <p>3か月以上 24か月以内</p> <p>2か月以上 24か月以内</p> <p>1か月以上 24か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>7 市が発注する物品の購入等に関し、独占禁止法第3条、第8条第1項第1号に違反し、物品の購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>8 他の公共機関の物品等の購入に関し独占禁止法第3条、第8条第1項第1号に違反し、物品の購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。(前号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 3か月以上 9か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>9 市が発注する物品の購入等の契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>10 他の公共機関の物品等の購入に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った 日から 3か月以上 24か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った 日から 2か月以上 24か月以内</p>
<p>(暴力団関係)</p> <p>11 有資格業者(その業務に関する行為を行う場合における、当該有資格者の代表役員等、一般役員等その他経営に事実上参加している者(以下「経営幹部」という。)を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であることを知りながら、当該暴力団員について次に掲げる行為を行ったとき。</p>	

<p>ア 暴力団員を経営幹部とすること。</p> <p>イ 暴力団員を雇用すること。</p> <p>ウ 暴力団員を代理人、受託者等として使用すること。</p> <p>エ 暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。</p> <p>オ 経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。</p> <p>カ 物品の売買等において、暴力団員から不当介入を受けながら市に報告せず、又は警察に届けなかつたとき。</p>	当該認定をした日から 12か月以上 24か月以内 6か月以上 24か月以内 4か月以上 24か月以内 6か月以上 24か月以内 2か月以上 24か月以内 1か月以上 6か月以内
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>12 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品の購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から 2週間以上 12か月以内
<p>(私的行為による法令違反)</p> <p>13 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治 40 年法律第 45 号)の規定による罰金刑を宣告され、物品の購入等の契約の相手方として不適切であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内

様式第1号（第7条関係）

指名停止通知書

年　月　日

有資格業者様

境港市長 印

境港市物品の購入等指名競争入札参加資格者等指名停止要綱に基づき、下記の期間指名を停止することとしたので通知します。

なお、今後は同様の事態が再度生ずることのないよう厳重に注意してください。

記

1 指名停止の期間

年　月　日　から
年　月　日　まで

様式第2号（第7条関係）

指名停止特例通知書

年　月　日

有資格業者様

境港市長 印

年　月　日付　　第　号により　　年　月　日まで、物品の購入等の指名停止をしているところでありますが、指名停止期間中であっても下記物品の購入等に限り、境港市物品の購入等指名競争入札参加資格者等指名停止要綱第9条に規定する指名停止の特例としましたので通知します。

記

1. 契約の内容
2. 契約期間
3. 契約の履行場所
4. 契約担当課名
5. 特例理由